

鳥取県告示第340号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）附則第10条第3項の規定により内閣総理大臣の指定を受けたものとみなされたものに同法第2条の規定による改正後の貸金業法（昭和58年法律第74号）第12条の3第10項の規定により行わせることとしていた貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）の委任を解除したので、次のとおり告示する。

平成21年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修事務の委任を解除した機関の名称
社団法人全国信販協会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区鍛冶町一丁目5-7
- 3 研修事務の委任を解除した日
平成21年3月31日